

第5期小田原市障がい福祉計画（素案）について

1 第5期小田原市障がい福祉計画（素案）の概要

(1) 計画の目的

「小田原市障がい福祉計画」（以下「本計画」という。）は、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する事項を定めることを目的とします。

(2) 計画の位置付け

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」、平成30年4月1日施行後の児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めるものです。

本計画は、おだわら障がい者基本計画などの上位計画と整合性を持つよう位置付けられています。

(3) 計画の策定と見直し

本計画は、策定から3年を経過するごとに見直すこととしています。

第5期の計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間となります。

(4) 計画の基本理念等

○基本理念

誰もが生きがいを持ち 互いに支えあうケアタウン おだわら

本計画は、地域で生きるすべての人が、お互いに人格と個性を認め合い、誰もがありのままに普通に暮らすという社会の実現を目指すため、おだわら障がい者基本計画と同様に「誰もが生きがいを持ち 互いに支えあうケアタウン おだわら」を基本理念に掲げます。

○基本目標

本計画の基本理念と障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえて、本計画における基本目標を次のように定め、個々の目標の達成に向けて取り組んでいくこととします。

- 障がい者等の自立と社会参加の実現
- 利用者本位のサービス体系の提供
- 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 障がい児の健やかな育成のための支援

(5) 平成 32 年度（2020 年度）の目標及び数値の設定

福祉施設入所者の地域生活への移行など次に掲げる項目について、第 5 期の計画期間の最終年度（平成 32 年度（2020 年度））に達すべき目標及び数値を設定しています。

- ① 福祉施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

(6) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量及び見込量確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項

それぞれのサービス等について、見込量及び見込量確保のための方策を示しています。

(7) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、本市と箱根町、真鶴町及び湯河原町で共同設置している「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を実施します。

(8) 策定年月

平成 30 年 3 月予定